

優良県営建設工事表彰審査基準

1 要領第6第1項の優良県営建設工事表彰の審査基準

1-1 他の模範となる事項についての審査

- (ア) 実施要領第6第1項に基づく「他の模範となる事項」について、審査会委員5人の評価点の平均値を本審査における点数とする。
- (イ) 「他の模範となる事項」の評価方法は、別表1のとおりとする。

1-2 表彰候補選定

- (ア) 工事成績評定点、公所長推薦工事評定点及び他の模範となる事項の点数を合計した総合点数を考慮の上、表彰候補となる県営建設工事を選定する。
- (イ) 選定にあたっては、過去に受賞経験のある請負業者についても受賞の対象とする。
- (ウ) 審査については、実施要領に定める発注公所の長から提出された推薦調書により行うことを基本とし、審査会委員から特定の工事について現地調査を求められた場合は、当該工事について現地調査を行うものとする。
- (エ) 公所長推薦工事評定点は、3点とする。

2 要領第6第2項の優良下請負企業表彰の審査基準

2-1 工事に貢献した内容についての審査

- (ア) 「工事に貢献した内容」についての審査は、当該工事の発注公所の長が(イ)により行う。
- (イ) 「工事に貢献した内容」の具体的な評価方法は、別表2のとおりとする。
- (ウ) (イ)の各評価項目のうち、工事内容等により審査の視点に該当しないと審査会が認めた場合は、別表3により補正を加えた上で評価する。

2-2 表彰候補選定

- (ア) 2-1の点数を考慮の上、表彰候補となる下請負企業を選定する。
- (イ) 複数の下請負企業の点数が同点となった場合は、元請負工事の工事成績評定点が高い下請負工事を優先的に表彰候補とすることを基本とする。

(別表1)

他の模範となる事項の評価方法

他の模範となる事項	評価方法
1 環境への配慮	*採点は、0～5点までの整数により採点する。 *採点の目安を次のとおりとする。 5点（十分に評価できる）～0点（評価できない） *評価点の算出方法 採点点数（0～5点）×2（満点10点/1人）
2 地域への配慮	*採点は、0～5点までの整数により採点する。 *採点の目安を次のとおりとする。 5点（十分に評価できる）～0点（評価できない） *評価点の算出方法 採点点数（0～5点）×2（満点10点/1人）
3 創意工夫	*採点は、0～5点までの整数により採点する。 *採点の目安を次のとおりとする。 5点（十分に評価できる）～0点（評価できない） *評価点の算出方法 採点点数（0～5点）×2（満点10点/1人）
4 工事全体の取組の中で最も アピールしたい点	*採点は、0～5点までの整数により採点する。 *採点の目安を次のとおりとする。 5点（十分に評価できる）～0点（評価できない） *評価点の算出方法 採点点数（0～5点）×1（満点5点/1人）
評価点	満点35点/1人

(別表2)

優良下請負企業表彰の審査における、「工事に貢献した内容」の評価方法

「工事に貢献した内容」の評価方法
各評価項目の推薦理由について、次のとおり配点する。 ・ 下請負企業の功績が顕著である …2点 ・ 下請負企業の功績がある程度認められる …1点 ・ 下請負企業の功績は評価できない …0点 *0～2点までの整数により採点する。

(別表3)

優良下請負企業表彰の審査において、該当しない評価項目がある場合の評価方法

該当しない評価項目がある場合の評価方法
$(\text{該当する評価項目の評点の合計}) \times \frac{10}{(10 - \text{該当しない評価項目の数})}$
ただし、該当しない評価項目の数が3を超える場合は、該当しない評価項目の数を3とみなして評価するものとする。